

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月21日

静岡県知事 鈴木康友

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（火山基本図作成）

3 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 作業地域

静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、東伊豆町、清水町、長泉町、小山町